

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第48回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成28年11月25日（金） 14時00分～14時33分
於・総務省 第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、篠崎 悦子、
菅 美千世、永峰 好美、二村 真理子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

安藤 英作（郵政行政部長）、岡崎 毅（郵政行政部企画課長）、
森田 真弘（郵政行政部信書便事業課長）、西浦 徳昭（郵政行政部信書便事業
課課長補佐）、鈴木 達也（郵政行政部信書便事業課課長補佐）、
東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

（1） 諮問事項

ア 特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計
画及び信書便約款の変更の認可について【諮問第1140～1142号】

開 会

○樋口分科会長 皆さん、こんにちは。昨日とうってかわって非常にいい天気になりまして、ご出席ありがとうございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日は、委員8名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規程により、諮問事項でございます「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画及び信書便約款の変更の認可」については非公開にて行いたいと思っておりますが、それよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項3件でございます。

それでは、諮問第1140号から1142号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画及び信書便約款の変更の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○森田信書便事業課長 よろしくをお願いいたします。今回は、特定信書便事業への新規参入希望者10者からの事業許可申請と、許可取得済みの事業者3者からの変更認可申請となっております。以下、行政処分の種類ごとに3件の諮問事項についてご説明いたします。

まず、資料48-1でございます。表紙を取って、次が諮問書でございます。諮問第1140号、特定信書便事業への新規参入意思を有する事業者10者からの事業許可申請と、許可取得済みの事業者2者からの事業計画の変更認可申請に対しては、いずれも信書便法に掲げる審査基準に適合していると認められることから許可及び認可いたしたく諮問するという内容でございます。

別紙1、横長の資料をご覧ください。ページ番号で言いますと1から4まで、4ページまでが申請者とそのサービスの概要でございます。

まず、新規の事業許可申請者からご説明いたします。今回は10者からの申請でございます。北海道1者、関東から4者、東海1者、3ページに移りまして、近畿から1者、九州から3者の計10者でございます。これらの申請者が現在営んでおります主な事業は、貨物自動車運送事業が6者で、それ以外は社会福祉法人が2者、3ページの8番、9番でございます。それから、5番目の旅客運送業、これはハイヤー事業をやられているということでこれが1者。その他サービス業、6番が1者ということになっています。こちら、障害者雇用促進法に基づく特例子会社ということで、業務としては荷物の仕分けとか、カタログ封入の作業などの業務をされていると伺っております。

提供予定サービスですけれども、信書便法第2条第7項第1号の役務のみとするのが4者、3号役務のみが2者、1号役務及び3号役務を提供するのが4者となっております。今回は2号役務の新規参入はございません。これらのサービスの提供先としては、自治体、金融機関などが見込まれております。

次に4ページでございます。こちら事業計画の変更認可の申請者を掲げております。2者から申請がございまして、こちらについてはいずれも2号役務、3時間以内に送達するサービスの提供区域を拡大するという変更内容でございます。具体的なエリアにつきましては3ページ飛んでいただきまして7ページ目に記載がございまして、1番目の申請者は、現在東京、大阪などで2号役務を提供中ということですが、さらに京都市にも展開したいというものです。2番目の申請者については、現在岐阜市を拠点にしておりますけれども、その近隣エリアでも実施したいというものでございます。

ページを戻っていただいて5ページ、こちらから信書便法上の許可基準への適合性についてご説明申し上げます。事業計画の変更認可基準も同じ基準でございます。別紙2の審査結果概要の資料、17ページの別紙2-1、これは新規事業者の審査結果です。それと19ページの別紙2-2、こちら事業計画変更の審査結果でございます。これらの資料もあわせてご覧になりながら、説明をお聞き願いたいと思います。

まず、3つあります法定の許可基準の1つ目、事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切か否かの観点からの説明からまいります。5ページをご覧ください。引受及び配達の方法ということで、今回許可申請した10者とも、ご覧のとおり引受けの方法と配達の方法を明確に規定してございます。

それから、後ほどご説明します諮問第1142号とも関連いたしますけれども、信書便管理規程の遵守義務のある者が、差出人から直接引受けたり、差出人の指図によって受取人に直接引き渡すなどとするとしております。それから、新規の許可申請者10者のうち1者だけ、XXXXXXXXXX、こちらは引受け配達業務の一部委託を予定しております。それにつきましては、信書便物の秘密保護のため、受託者にも信書便管理規程の遵守義務などを課す予定であることを別途確認しております。

ということで、以上踏まえまして、今回許可申請した各者の事業計画につきましては、いずれも信書便物の秘密を保護するために適切なものであると判断しております。なお、事業計画の変更認可申請をした2者につきましては、この部分の変更はなく、引受けや配達方法などは従前どおりということでございます。

次に、許可基準の2つ目、事業の遂行上適切な計画であるか否かの観点からの説明をさせていただきます。各審査項目のうち、まず、変更認可の案件だけに該当する2号役務の3時間審査についてご説明いたします。7ページを再びご覧ください。各変更認可申請者から申請がありました3つのエリアについて、おのおの現地の道路事情なども踏まえまして、車両運転による実測とATISという交通情報サービスを利用した計測を実施しました結果、いずれのエリアも3時間以内に送達できるということを確認しております。

続きまして、8ページから14ページ、信書便事業の収支見積でございます。8ページ以下のその1、収入の部のページの右端、信書便事業見込収入の欄に記載されております金額は、契約が見込まれる者との間で予定している契約額、または顧客に対するニーズヒアリングの調査結果を考慮して、申請者で算出したものでございます。それから、単価の欄をご覧くださいますと、3号役務の単価については、全て800円を超えているということで、3号役務は800円超とする法の規定に適合してございます。1号役務の取扱予定信書便物のサイズ、重量につきましても、3辺合計73センチメートル超、または重量4キログラム超との法の規定に適合していることは別途確認済みでございます。

11ページから14ページをご覧ください。収支見積のその2、支出及び利益の部のページでございますけれども、この信書便事業支出の欄の金額は、申請者が項目ごとに積み上げた額、または兼業する貨物運送業等との按分により算出したものでございます。ちなみに信書便事業支出の欄の細目のうち、その他の欄をご覧くださいますと、新規参入の許可申請者のうち、■■■■の申請者だけがその他の欄に数字が入っておりますけれども、これが先ほどご説明した業務の一部委託に係る業務委託費でございます。現在営んでおります貨物運送業で既に構築されております配送ネットワークを利用して信書便物も運ぶ計画でございまして、現在貨物配送を委託している同じ業者さんに委託する予定とのことでございますので、業務を委託する経済性も認められますし、委託契約書にも信書便物の取り扱いの責任などについて明記する旨、確認をとっております。

話を表全体に戻します。信書便事業収入から信書便事業支出を差し引きました信書便事業営業利益、右から2番目の欄でございます。それから、一番右の欄の会社全体の当期純利益ですけれども、初年度、翌年度ともにいずれの申請者、新規の事業及び変更含めて、いずれもプラスと見込まれております。ということで、事業収支に特段の問題は見受けられず、妥当なものであると判断してございます。

以上、許可基準の2つ目につきましても、各者とも事業遂行上適切な計画を有しておると判断しております。

最後に許可基準の3つ目、事業を適確に遂行するに足る能力を有するか否かの観点からのご説明でございます。15ページと16ページの資金計画をご覧ください。直近の決算年度におきまして、各者とも債務超過の状況になく、純資産額はプラスでございます。また、事業開始に要する資金も各社とも全額自己資金による調達が可能であると見込んでおきまして、各者の財産的基礎は十分であると判断しております。それから、新規の許可申請者10者のうち6者が、既に現在貨物自動車運送業を営んでおりますけれども、それ以外の申請者も自動車を運送手段として信書便事業を営む場合に必要となります貨物法制関係の許認可等を既に取得していることは、別途確認済みでございます。

以上より、各者とも事業を適確に遂行するに足る能力、資力・資格を有するものと判断しております。

以上、申し上げました3つの許可基準の適合性の判断をまとめて整理したのが、先ほど申し上げました17ページ以降の別紙2-1と別紙2-2でございます。

以上、すべてまとめて、各社とも信書便法に掲げる許可基準、事業計画変更の認可基準に適合していると認められることから、許可及び変更認可をすることといたしたいと考えてございます。

次に、資料48-2をご覧ください。表紙をおとりいただきまして、次が諮問書でございます。諮問第1141号、新規参入希望者から申請のありました信書便約款の設定の認可、それから、既に許可取得済みの事業者1者から申請のありました信書便約款の変更認可についてご審議いただきたいということでございます。なお、今回は新規の特定信書便事業者の許可申請者10者でございましたけれども、そのうち6者が昨年の信書便法改正を受けて定められました標準信書便約款と全く同一の約款を定めることとしておりますので、信書便約款の設定の認可手続が必要になる認可申請者は、この6者を除く4者からの申請ということになっております。

別紙1が信書便約款の認可申請の概要をまとめたものでございます。1ページと2ページは新規設定に係る4者からの申請において、共通して規定されている内容でございます。こちら別紙2-1、6ページでございますけれども、その審査結果概要の資料もあわせてご覧いただきたいと思っております。いずれの者も役務の名称及び内容、信書便物の引受け、配達、転送・還付の条件、送達日数、料金の収受、その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものと判断しております。また、特定の者に対して不当な差別的取扱いをする規定も見当たりませんでした。

以上より、各者とも法令上の認可基準に適合していると認められることから、認可することといたしたいと考えております。

別紙1に戻りまして3ページ以下でございます。こちらは約款の変更認可申請のあった1者の申請における変更箇所を整理したものでございます。こちら別紙2-2、8ページでございますけれども、審査結果概要の資料とあわせてご覧いただきたいと思っております。こちらの変更は、昨年の法改正によります特定信書便役務の範囲拡大を踏まえて、取り扱う信書便物の大きさと料金の額を引き下げる変更ということでございますので、当然法令上の基準に適合しているということでございます。ということで、認可基準に適合していると認められるということで、こちらの約款の変更も認可することといたしたいと考えております。

続きまして、資料48-3でございます。表紙を取りまして、次が諮問書、諮問第1142号でございます。こちら、新規参入希望者10者から申請のあった信書便管理規程の設定の認可についてご審議いただきたいということでございます。

別紙1が信書便管理規程の設定の認可申請の概要をまとめたものでございます。新規設定に係ります10者からの申請において、共通して規定されている内容を記載したものでございます。こちら別紙2の審査結果概要の資料、3ページとあわせてご覧いただきたいと思っております。信書便管理者の選任や信書便物の秘密保護に配慮した作業方法、事故発生時等の措置、教育・訓練など、事業者の取扱いに係る信書便物の秘密の保護について適切に記載されておりまして、法令上の基準に適合するものと判断しております。よって、認可基準に適合すると認められることから、認可することといたしたいと考えております。

最後に参考資料、2種類ついておりますけれども、今回の事業許可申請が認められた場合の参入状況をまとめたものが参考1です。前回の7月から事業廃止した者は1者おりまして、今回新たに10者参入するということで、前回までで480者だったため、10プラス、マイナス1で、合計489者となる予定でございます。参考2は全事業者の一覧でございます。

説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問ございませんか。永峰委員。

○永峰委員 参考のためにお伺いしたいのですが、資料48-1の諮問第1140号の資料のページ8から9にかけてです。その中の「利用見込通数」を拝見いたしますと、3号役務に関して、4番の有限会社丸久興運さん、それから7番の株式会社久木さん、これは

、余りにも企業努力というんですか、3号役務の許可をとったにもかかわらず、これでいいの？ という感じがしますが、これはどういうことでしょうか。

○森田信書便事業課長 仕事を受けられるのは確実に見込められる顧客企業からヒアリングされて出た数字がこれということで、もちろん許可をとった後は他の新規開拓もされるんだと思いますけれども、現時点で参入するのに手応えがあるといいますか、確実に思われているところから聞いたのがこの数字だということで書かれているということだと思っております。

○永峰委員 はい。そんなことかなと思いました。

○森田信書便事業課長 あと、通常1号役務でやるのですけれども、その中で高額なものについては3号で臨時にやったりとか、そういうバリエーションの仕方もあると思いますので、そういうことも考慮に入っているのかもしれない。正確なところまではわかりませんが、顧客のヒアリングによってこの数字を出されたと聞いております。

○永峰委員 了解しました。ただ、せっかく3号役務というものの許可を取得した場合、しっかり企業さんとしてもこのサービスを続けていくのだというような姿勢を見せて、努力なされる必要があるのではないかなということだけつけ加えさせていただきます。

○樋口分科会長 篠崎委員。

○篠崎委員 1者事業廃止したというところですけども、株式会社QQ Englishさんですか。

○森田信書便事業課長 そうですね。参考資料2ですね。

○篠崎委員 株式会社QQ Englishさん。理由は何ですか。

○森田信書便事業課長 理由は、
廃止するという判断をされたと聞いております。

○篠崎委員 この分野での事業が、ここはあまりうまくいかなかったんですか。

○森田信書便事業課長
をした結果、こういうことになったと伺っております。

○篠崎委員 そうですね。ついでにお伺いしますが、例えば、今回の10者もこれから参入した場合、これまではこういったことをどうやって皆さんやっていたらして、で、こちらに移りかえたのか。そのメリット、デメリットというのを各企業さんしっかり把握していらっしゃるのでしょうか。

○森田信書便事業課長 移りかわると申しますと。

○篠崎委員 今まで、例えばどこの会社でもそうですね、こうした事業は以前からやっていたのではないかなと。

○森田信書便事業課長 信書便関係ですか。

○篠崎委員 ええ。そういうニーズはあったんだろうと思うんですよ。どういう形で今までやっていて、それで今回こちらに申請していくとどういったメリットがあってという、そういう分析はあまりよくわからないですか。つまり、今度1者廃止したわけですね。

○森田信書便事業課長 はい。貨物運送業を既にされている方が圧倒的に多くて、顧客企業の中で信書は許可を取った業者に任せないといけないことを理解されて、その信書も一緒に運んでほしいという話があって、それを機に許可を取るという方が結構多いですし、まあ、廃止されるのは思ったほど通数がなかったとかそういうことだったのかもしれないけれども、大体そういう物を運ぶという基礎的な基盤があって、さらに既にある人員とか車両とか

を生かしてこういうビジネスチャンスがあるのではないかということで参入される方が一番多いのでは。

○篠崎委員 信書便事業にね。

○森田信書便事業課長 はい。

○篠崎委員 今まで、例えば自社の中の信書便関係はどういうふうにやっていたのでしょうかね。

○森田信書便事業課長 それは自分の社員で運ぶとか、あとは信書だけ郵便で送るとか、あと最近はメールが浸透しておりますので文書もメールで送るとかということで、大体荷物だけ運ぶというパターン、あるいは急な契約書とかは自分の社員で運ばせるというパターンが多かったのだと思いますけど。

○篠崎委員 ですよ。

○森田信書便事業課長 信書便事業者に任せれば一緒にまとめて送れることになりますので、そういうことでアウトソースする方が利益があると考えた企業とか、自治体もそうですけど、今まで職員で本庁と支所との間を行き来していた便をこういった業者に任せるとか、そういうのが最近増えてきているということでございます。

○篠崎委員 はい。

○樋口分科会長 よろしいですか。

基本的にこういう物流というのは、まずネットワークがあるということが前提で、その後で今の貨物にプラスこういう信書便をやれば、さらに複合的メリットがあるということで参入する。事業拡大という意味で。あとは、例えば、前にも出ましたけど、タクシー会社とかバス会社は、空いているオペレーターをこのネットワークの中にもうまく使えば余剰人員をうまく使えるということで参入してくるケースがある。

また、今回のケースにおいて非常にユニークなのは、社会福祉法人が2者、あとトヨタグループ株式会社ですね。トヨタグループ株式会社は業種別では「その他サービス業」になっているのですが、授産事業の中でサービスを展開する点は非常に望ましい話であろうと考えております。同社は収益も確実に確保していますので、こういう会社の参入はまさに社会正義の一環としても望ましいのではないかと私は思います。

よろしいでしょうか。その他。どうぞ、二村委員。

○二村委員 確認させていただきたいのですが、XXXXXXXXXX、ここは委託を一部行うということでしたけれども、一部ということなので問題ないと思うんですが、これ、利用運送事業者であると考えてよろしいのかというのが1点目。

それから、委託をする場合には、何らかの制限はありますかというのが、このXXXXに関連しての質問です。

それからもう1点、5番目の国際コスモサービス株式会社ですけれども、こちらはハイヤー事業を行っているということですが、輸送手段としては、これはハイヤーの活用になるのでしょうか。すみません、もし手段がわかれば教えてください。

以上です。

○森田信書便事業課長 まず、委託する分については利用運送だと聞いております。ただ、この業者自体は一般貨物の許可も持っております。

○二村委員 自ら輸送しているということですね。

○森田信書便事業課長 はい。で、委託するのは、提供区域が書いてありますけど、
と聞いております。

それから、委託についての手続ですけれども、こういう事業許可の際に委託内容について聞きますし、別途委託業務を実施する前には、審議会への諮問事項にはなっておりませんが、委託の認可が必要になっております。ということで、別途総務省でまた審査して認可することになっております。

それから、国際コスモサービス株式会社さんですが……。

○西浦信書便事業課課長補佐 それは軽四輪自動車を使うのでハイヤーでは……。

○森田信書便事業課長 ハイヤーとは別だということです。

○二村委員 うっかり一緒に乗せてしまっても、いいかなという気はしているんですけど。すみません、規制さえ外ればの話ですけど。

○樋口分科会長 ほかにご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

ご意見等ございませんようでしたら、諮問第1140号から1142号については、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

こちらで用意しました本日の議題は終了しましたが、この際、各委員の方々からもし何かご意見、コメント、最近の動きについてのご発言があればお願いしたいと思います。この際、いかがでしょうか。よろしいですか。

○篠崎委員 年賀はがき状が大分少なくなったと聞いておりますが、痛手はありますか。

○岡崎企画課長 本日の分科会は信書便事業のことを扱っておりますため、日本郵便の方がいらっしゃらないので、企画課からお答えいたしますと、年賀は、日本郵便が既に発売を始めておりまして、一生懸命宣伝もしております。まさに今ご指摘のあったように、毎年、販売量、クオンティティが非常に減ってきておりまして、日本郵便としては非常に困っているとは聞いております。

一方で、今年の宣伝などを見ていただくとわかるように、日本郵便さんはかなり宣伝を強化したり、あるいは最近LINEさんとか、そのほかのSNSさんと提携をし、電気通信サービスと連携して年賀状を出してもらおうようなサービスも行い、何とか若い方に年賀状を出してもらいたいということで、非常に努力はしていると聞いております。ただ、この結果が出るのは、今の段階ではまだまだ時期尚早でございまして、年が明けましてしばらくしたら年賀がどうだったのかというのがわかるかなと思っております。

以上でございます。

○樋口分科会長 ありがとうございます。その他、何かございますか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（東情報流通行政局総務課課長補佐） それでは、事務局から、次回の日程につきましてご連絡させていただきます。次回の日程につきましては、来年の2月24日金曜日の午後からの開催を予定しております。詳細につきましては、別途ご連絡を差し上げますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○樋口分科会長 ありがとうございました。

それでは、本日の会議を終了いたします。ご出席いただきまして、本当にありがとうございました。

閉 会